



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年宮城県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号口中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条、第二十六条、第四十四条及び第七十二条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第七十八条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「子ども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に、「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」）を「人材育成センター（以下単に「人材育成センター」に改め、同項第三号及び

第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十一条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百五十四条の二第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第十項及び第十一項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に、「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十四第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

宮城県人事委員会 委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二―七十二

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。